

＜山歩きに関連する傷害保険の選択を判断する場合の概略説明＞

スポーツ安全保険（詳細は右記URLを参照）＜sportsanzen.org＞

芦屋やまぼうしの定例会、及びその下見に関連して発生した国内での傷害に限定して下記補償が受けられる。この保険は会でまとめて契約する。本会に関連する以外の傷害には適用されない。

- ① 急激で偶然な事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償、(熱中症及び細菌性・ウイルス性食中毒も対象になる)、他人に怪我を被らせる、また他人の物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負うことになった場合の損害を補償
- ② 突然死（急性心不全、脳内出血症等による死亡）に際し、遺族が負担した葬祭費用補填

年額保険料と傷害保険金額（2020年4月時点金）

＜加入区分C＞令和3年4月1日で満64歳以下が対象

年額保険料：1,850円

傷害保険金額：死亡補償：2,000万円、後遺障害補償（最高）：3,000万円、
入院給付額日額：4,000円、通院給付日額：1,500円

＜加入区分B＞令和3年4月1日で満65歳以上が対象

年額保険料：1,200円

傷害保険金額：死亡補償：600万円、後遺障害補償：900万円
入院給付日額：1,800円、通院給付日額：1,000円

山岳共済会の傷害保険（詳細は右記URLを参照）＜sangakukyousai.jp＞

日本山岳協会山岳共済会の会員のみが被保険者となれる。（年会費1,000円納付で会員になれる）

ハイキングコースの＜Ⅰ型＞＜Ⅱ型＞と＜登山コース＞がありますが、以下はハイキングコース＜Ⅰ型＞です。

＜Ⅰ型＝ハイキングコース＞年額保険料：2,620円

国内外に於ける山岳登山用具（ピッケル、アイエン、ザイル）を用いない軽登山での傷害に対する死亡、後遺障害（参考：例えば六甲山のアイスバーでアイゼンを付けて転倒したことに依る場合は不適応で、付けずに転倒したことに依る場合は適応される）、入院、救援者費用（ヘリコプターその他で救出された場合等の経費も含む）が保障される。日常生活における傷害も対象になる

傷害死亡・後遺補償：200万円、救援者費用：500万円

日常生活賠償：1億円、傷害入院保険金日額：1,500円、

傷害手術保険金：（入院中に受けた手術の場合）15,000円、（それ以外の場合）7,500円

傷害通院保険金日額：0円

参考①ハイキングコース＜Ⅱ型＞年額保険料：6,930円。

＜保障の違い＞傷害死亡・後遺補償：400万円、救援者費用：500万円、傷害入院保険金日額：3,000円
傷害通院保険金日額：1,500円

参考②＜登山コース＞大きな違いは山岳登山用具を使用した場合の傷害にも適用する点で、詳細は上記URLでご確認ください。